

田中宏巳編集

BC級戦犯 関係資料集

編集復刻版 ■ 全6巻

日本人は戦犯問題とどう向きあったのか。
戦犯裁判と釈放の経緯と実態を
新発掘資料と外務省所蔵資料で実証する。
太平洋戦争における戦犯関係の基本資料であり
戦後国際政治史・外交史研究にも欠かせない
重要資料である。

BOOKS
KINOKUNIYA 紀伊國屋書店

緑蔭書房

戦争裁判と諸対策並びに海外における戦犯受刑者の引揚

概要

表紙に「昭和29年9月 引揚の記録」とあり、第4章だけの独立した資料であることから、厚生省引揚援護局で昭和25年に公刊された『引揚援護の記録』の一部の草案ではないかと推定されるが、目次に該当する箇所が存在しない。内部資料のまま公刊されなかった可能性が高い。見出しは「戦争

裁判と諸対策並びに海外における戦犯受刑者の引揚」で、第1節「戦争裁判の概要」、第2節「戦争裁判の諸対策」、第3節「受刑者の日本への送還・引揚と釈放について」、第4節「受刑者とその家族への援護」である。『引揚援護の記録』にはほとんど出てこない戦犯裁判の核心部分が本書に収められている。

内容

第一節 戦争裁判

- 第一項 戦争裁判の法的根拠
- 第二項 戦争裁判に対する日本政府の立場と戦争犯罪人の取扱
 - 一、戦争裁判に対する日本政府の立場
 - 二、戦争裁判に対する日本政府の基本的態度
 - 三、戦争犯罪人の取扱い及び之に関する事務処理
- 第三項 戦争裁判実施の概況
 - 極東国際軍事裁判
 - 丸ノ内裁判
 - 米国
 - 横浜裁判／グアム裁判／ゲゼリン裁判／比島裁判／上海裁判
 - 英国
 - ビルマ裁判／シンガポール裁判／ジョホールバル裁判／クアラルンプール裁判／アロールスター裁判／タイピン裁判／ペナン裁判／ボルネオ裁判／香港

- 裁判
 - 和蘭
 - バタヴィア裁判／メダン裁判／タンジョンピナン裁判／バンゼエルマシン裁判／ポンチャナック裁判／バリックパパン裁判／マカッサル裁判／アンボン裁判／メナド裁判／クーバン裁判／モロタイ裁判／ホーランヂャ裁判
 - 濠州
 - ラバウル裁判／ラブアン裁判／モロタイ、アンボン裁判／ポートダーウィン裁判／ウエワク裁判／香港裁判／マヌス島裁判
 - 中国
 - 広東裁判／北平裁判／徐州裁判／上海裁判／済南裁判／南京裁判／漢口裁判／台北裁判／太原裁判／瀋陽裁判
 - 仏国裁判
 - 比律賓裁判
- 第四項 受刑者の服役処遇
 - 一、終戦より昭和二十二年末頃までの状況
 - 二、昭和二十三年頃以降の状況〔欠〕
 - 三、恩典
 - 四、対日平和条約発効時における受刑者の状況
 - 五、巣鴨刑務所受刑者に対する各国別法律第百三十三号適用状況

第二節 戦犯関係諸対策

- 第一項 連合軍の要求に基づく協力
 - 一、軍歴、履歴、住所等の調査
 - 二、証人参考人の呼出、滞在、海外派遣
 - 三、容疑者の逮捕
 - 四、容疑者の財産管理及び解除
 - 五、資料の収集並びに調整
 - 六、極東国際軍地裁判所判決文の翻訳
- 第二項 弁護面に対する協力
 - 一、弁ゴ資料の調製並に送付
 - 二、弁ゴ人の選定
 - 三、内地弁ゴ団の編成
 - 四、外地弁ゴ団の編成並に派遣
- 第三項 容疑者、服役者対策

米國 横濱裁判

一、昭和二十八年八月連合軍が日本内地に進駐を開始するに連合軍法務部並に各地方に連駐した部隊の法務部はCICに協力して日本内地及朝鮮の各府県に戦犯事件の調査を開始し、同年九月中旬より事件に關係ありと思はれる者や、広範にわたって連次戦犯受刑者として逮捕し、巣鴨刑務所へ初期捕送刑罰執行大森刑務所へ収容した。

戦犯受刑者に対する裁判は濠州地裁裁判所管内に設けられた米軍法務部で昭和二十八年七月七日より東京府府政庁勤務局長土屋運雄の公判で開始され、昭和二十四年十月十九日終了。此の間被告總數九七五七件、數三三七七件に達した。

此の間において公判に附された事件は大部分日本内地及朝鮮であり、収容も事件の多き連合軍法務部並に各地方に連駐した部隊の法務部はCICに協力して日本内地及朝鮮の各府県に戦犯事件の調査を開始し、同年九月中旬より事件に關係ありと思はれる者や、広範にわたって連次戦犯受刑者として逮捕し、巣鴨刑務所へ初期捕送刑罰執行大森刑務所へ収容した。

戦犯受刑者に対する裁判は濠州地裁裁判所管内に設けられた米軍法務部で昭和二十八年七月七日より東京府府政庁勤務局長土屋運雄の公判で開始され、昭和二十四年十月十九日終了。此の間被告總數九七五七件、數三三七七件に達した。

此の間において公判に附された事件は大部分日本内地及朝鮮であり、収容も事件の多き連合軍法務部並に各地方に連駐した部隊の法務部はCICに協力して日本内地及朝鮮の各府県に戦犯事件の調査を開始し、同年九月中旬より事件に關係ありと思はれる者や、広範にわたって連次戦犯受刑者として逮捕し、巣鴨刑務所へ初期捕送刑罰執行大森刑務所へ収容した。

一、根本方針

講和条約第十一條に基いて戦犯者の大赦、特赦、改刑、假出所、服役条件等に関し日本政府の爲すべき勸告については希望

戦犯といふものは一般犯罪の多くとは性質を異にし多くの場合愛國の動機に基づくものであり、又日本戦犯者は不利な戦争に従事した困難な状況下に於て過誤に陥つた場合が多かつた事情があることなどを考え、更に亦日本、旧敵國との間には旧怨を忘れしめ和解の条約が締結せられた情勢に鑑み、戦時の悪夢を想起せしめる虞れある戦犯服役者の如きものは一日も早く之を解放することを中心として應答すべきである。斯くすることは平和日本の建設と進んで世界平和への寄与を促進し又之に對する意欲を旺盛ならしめる上に於て必らずや良い結果を齎すること疑ないところである。

右根本方針に基づいて左の如く施策する。

- 一、処遇の改善
- 二、救恤、慰問
- 三、内地服役
- 四、助命及減刑
- 五、教誨師の選定及派遣
- 第四項 講和関係対策
 - 一、講和準備期間の対策
 - 二、調印後批准までの対策
 - 三、日華条約締結に伴う戦犯処理
- 第三節 受刑者の内地送還、引揚及び釈放
 - 第一項 内地服役の実現
 - 一、米國／二、中國／三、蘭印／四、仏印／五、香港／六、英領東南アジア／七、比律賓／八、濠州
 - 第二項 釈放内遷
 - 第三項 受刑者の復員並に引揚手続等について
 - 第四項 第三国人の場合
 - 一、日本への引揚
 - 二、本国への引揚
- 第四節 受刑者とその家族の援護
 - 第一項 受刑者留守家族及び遺族の状況
 - 第二項 受刑者留守家族に対する援護処置の変遷
 - 第三項 遺族に対する援護処置の変遷
 - 第四項 第三国人受刑者の場合
 - 第五項 法外援護
- 付表
 - 一、戦争裁判概見表 昭和二十九年八月一日現在
 - 一、戦争裁判地分布図
 - 一、戦争裁判進行状況及び復員官署関連法務関係主要事項年表
- 解説 田中宏巳

陸軍関係戦犯者名簿

概要

都道府県世話課が作成した1951（昭和26）年6月現在の陸軍関係3,500人分の戦犯者氏名、本籍住所、裁判地・罪状・量刑等を記載した名簿に、1952（昭和27）年4月3日までに仮釈放されたものを訂正記入したのが本名簿である。海軍関係がないことから、別に海軍の戦犯名簿が編纂され

た可能性がある。連隊区の事務を引継いだ世話課の調査に基づくため、都道府県ごとの名簿になっており、本籍・住所からの検索が必要である。現在、陸軍関係戦犯者を通覧できる唯一の資料と考えられるが、個人情報に関する慎重な取扱いを考慮し、本籍・住所の一部は削除した。

都道府県	本籍	住所	裁判地	備考
小坂	石野	石野	石野	
...

*留守担当者の氏名及び住所の一部は削除しました。

内容

陸軍関係戦犯者名簿 1

- 東京都
- 北海道
- 青森県
- 秋田県
- 岩手県
- 山形県
- 宮城県
- 福島県
- 群馬県
- 栃木県
- 茨城県
- 埼玉県
- 千葉県
- 山梨県
- 神奈川県
- 新潟県

陸軍関係戦犯者名簿 2

- 三重県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 奈良県
- 和歌山県
- 兵庫県
- 鳥取県
- 岡山県
- 島根県
- 広島県
- 山口県
- 香川県
- 徳島県
- 愛媛県
- 高知県
- 福岡県
- 佐賀県
- 長崎県
- 大分県
- 熊本県
- 宮崎県
- 鹿児島県

解説 田中宏巳

BC級戦犯裁判・釈放関係資料集

概要

本資料集は1998（平成10）年に公開された外務省外交史料館所蔵の戦犯関係文書を基に編纂したもので、外務省の戦犯裁判や釈放問題に対する係わりの中で入手・発露された文書である。戦犯裁判の実態はもとより、犯罪となった事案の究明に関する資料のほかに、外務省が日本側窓口となって展開された釈放問題のほか、家族の困窮状況に関するものも収録した。戦犯問題といわれるものは逮捕・取調・判決から服役・釈放にわたる広範囲な裾野を持ち、

とくに釈放問題は、冷戦を背景とする戦後の国際政治もしくは日本と連合国との国家間関係に大きく左右され翻弄されながら、少しずつ解決されていったことを教えてくれる。



内容

第3巻 390頁

I 戦犯裁判関係資料

- 連合軍捕虜虐待報道・国内収容所状況 11点
『アトロシチティ・キャンペーン』二就テ／俘虜ハ如何ニ取扱ハレタカ他
- 戦犯関係法規・取扱一般 14点
戦犯犯罪の概念とその国際法上における意義／人道的諸条約に関する俘虜情報局の意見他
- 戦犯裁判事務関係資料 17点
戦犯関係事務要領／戦争裁判関係事務処理二関スル件／昭和25年度業務報告他
- 戦犯容疑者捜査・逮捕 24点
所謂戦争犯罪人引渡二関スル件／未逮捕戦犯の捜査に就て／未逮捕戦犯人名簿他
- 戦犯裁判概要 89点

戦犯容疑者の逮捕、起訴、裁判、服役、釈放の一次資料とは何であろうか。戦地において戦争犯罪といわれる行為があった時点の記録は、敗戦の際にはほぼ焼却してしまっている。容疑者に対する取調調書、起訴状等の資料、法廷におけるやりとりの速記録、判決文等は、裁判の主催国である連合国側が保存しているはずのもので、日本側には容疑者を支援できた一部の裁判に関する記録が残っているにすぎない。裁判から切り離された日本政府は、復員省(局)を中心に裁判に関する情報の収集につとめたが、結局、情報源は、被告のための証人になったり弁護資料を作成した復員兵、法廷に派遣された弁護士・通訳・教誨師の報告、占領軍から聞き出した不確実な消息の類などに限られた。

戦犯裁判の中で、裁判の当事者になれない日本政府が、復員兵や弁護士・通訳等から聞き取ったこうした記録を一次資料として扱うことに対して疑問がないわけではない。それでもこうした記録を収集する一方、復員省から、その事務を引き継いだ厚生省引揚援護局に至るまでの目まぐるしい変遷の中で、当然、各種の文書が作成されたことは、付言をまたない。しかし、どのような記録が作成されたのか、どこで保存されたか、今日までに残っているのは何か、散逸したものは何か等々、いまだにわからないことが非常に多い。

死刑判決以外の無期・有期の禁固・懲役の判決を受けた受刑者の服役は、おおむね日本において行われることになり、起訴及び裁判の関連文書が被告とともに裁判主催国から日本政府に引渡されるのが原則になった。このため外地で判決を受けた受刑者に関する記録が日本に残ることになった。しかし引渡された記録が日本国内でどのように扱われ、どこで保存されることになったのか、この疑問に関心が持たれてきたとは言いがたい。受刑者の受入れに関する交渉は外務省の所管であり、海外の法廷に弁護士や通訳を派遣する交渉も外務省の担当であり、その過程で発受された文書類によって、戦犯裁判だけでなく釈放問題に対する外務省の役割の大きさがうかがわれる。この事実は、本資料集が見つけた一つの発見である。

本資料集は、復員省(局)から厚生省引揚援護局に至る過程で調査及び収集された記録である第1・2巻と、1998年(平成10年)に公開された外務省外交史料館所蔵の戦犯関係文書である第3～6巻とから構成される。それぞれの資料により、両機関が戦犯問題に如何にかかわったか、戦犯問題とはどのような性格のもので、なおどのような未解決問題が残されているか、今後の研究に不可欠な資料であると確信する。

特色

■ 第1・2巻は新発掘資料／陸軍関係戦犯者の出身地・裁判地・罪名・判決・服役地・釈放・家族の情報を都道府県別に網羅した唯一の資料 ■ 第3～6巻は連合国各国の戦犯裁判の問題・実態をはじめ釈放の経緯や問題点を時系列で理解できる様に資料を構成した。

関係年表

1945	9. 2 日本降伏文書に調印 10. 8 山下奉文大将の米軍マニラ裁判開始 11. 1 「スガモ・プリズン」発足 11. 6 元捕虜収容所職員約300名に逮捕令 12. 1 豪軍裁判開始('51. 4. 9 終了) 12. 5 GHQ「戦争犯罪人裁判規定」発布 12. 8 米軍マニラ法廷山下大将に死刑判決 12. 18 米軍横浜裁判開始('49.10.19 終了)	1948	10. 29 GHQ丸の内(準A級)裁判開始 11. 12 東京裁判判決(25名)	1953	7. 22 比国戦犯全員帰還(12. 30 戦犯解消) 8. 8 豪マヌス島戦犯全員帰還。在外戦犯者解消 12. 1 ソ連戦犯811名送還・釈放
1946	1. 21 英軍裁判開始('48. 12. 20 終了) 2. 21 仏軍裁判開始('50. 3. 29 終了) 4. 16 中国裁判開始('49. 1. 26 終了) 5. 3 極東国際軍事裁判所裁判開始 8. 5 和蘭軍裁判開始('49. 12. 14 終了)	1949	2. 4 中国戦犯260名(9名釈放)巢鴨移監 12. 25 ソ連細首戦犯裁判開始	1954	4. 22 仏国関係戦犯解消
1947	8. 1 フィリピン軍裁判開始('49.12.28 終了)	1950	1. 23 蘭印地区戦犯巢鴨移監 3. 7 GHQ回章第5号「戦争犯罪人に対する恩典付与」(仮出所制)発布 6. 3 仏軍戦犯帰還(内82名巢鴨移監) 6. 25 朝鮮戦争勃発	1955	7. 19 衆院本会議終戦10周年で釈放要請決議
		1951	5. 17 香港地区戦犯巢鴨移監	1956	8. 15 和蘭関係戦犯全員出所('58. 12. 17 戦犯解消)
		1952	4. 1 スガモ・プリズン管理日本側に移管 4. 28 講和条約発効 4. 28 戦犯釈放促進の法律第103号施行 8. 5 日華平和条約発効。中国戦犯解消	1957	1. 1 英国関係戦犯解消 7. 4 豪州関係戦犯解消
				1958	5. 30 米国関係戦犯残り全員仮出所。巢鴨刑務所服役者皆無となる 12. 29 米国関係戦犯解消。連合国軍の全戦犯完全解消
				1964	4. 7 中共最後の戦犯帰還

BC級戦犯関係資料集

■ 田中宏巳編・解説

全6巻*揃定価 本体130,000円
C3331 ISBN978-4-89774-312-7

■ 第1巻 ■ 戦争裁判と諸対策並びに海外における戦犯受刑者の引揚

厚生省引揚援護局法務調査室編[復刻版]
| 定価 本体15,000円
| 体裁 B5判・上製・約340頁
| 第1回配本・2011年10月刊 ISBN978-4-89774-313-4

■ 第2巻 ■ 陸軍関係戦犯者名簿1・2

厚生省復員局調査部編[復刻版]
| 揃定価 本体25,000円
| 体裁 B5判・上製・総774頁(原本1,548頁。2頁を復刻版1頁に2面付)
| 第1回配本・2011年10月刊 ISBN978-4-89774-314-1

■ 第3～6巻 ■ BC級戦犯裁判・釈放関係資料集 全4巻

田中宏巳編/外務省外交史料館所蔵資料[編集復刻版]
| 揃定価 本体90,000円[分売不可]
| 体裁 B5判・上製 総2,300頁(原資料9,200頁。4頁を復刻版1頁に4面付)
| 第2回配本・2011年12月刊 ISBN978-4-89774-315-8

● おすすめしたい方 太平洋戦争史
・ 日中戦争史研究者、国際政治史・
外交史・法学研究者、日本近代史・
アジア史研究者・大学図書館など

関連書籍のご案内

太平洋戦争開戦前史

—開戦迄の政略戦略—

第二復員局残務処理部編/田中宏巳監修・解説
本書(原題「開戦迄の政略戦略」)は、米国議会図書館所蔵「日本の公文書及び検閲資料」の一部で、今回全文を初めて公開する。
全1巻/16,000円

オーストラリア国立戦争記念館所蔵 旧陸海軍資料目録

田中宏巳編 連合軍がニューギニア戦線で捕獲・蒐集した資料と戦後のラバウル収容所の生活に関する資料の目録と解説を収録。オーストラリアに残る旧日本軍資料の全貌を明かす新資料。
全1巻/15,000円

昭和六・七年事変海軍戦史

海軍軍令部編/田中宏巳・影山好一郎解説
満洲事変・上海事変の史実を詳細に記述した「軍機」戦史。軍事史、アジア史、国際関係史、抗日運動史研究に不可欠の第一級史料。
全4巻・別巻1/96,000円

太平洋戦争メディア資料

北山節郎編・解説 日米開戦・終戦時の重要事項(日米開戦ニュース、ポツダム宣言受諾、ソ連参戦、原爆問題等)を膨大な一次資料群を駆使し、詳細な解説と共に時系的・立体的に編纂した。日米情報戦の基本資料。
Ⅰ開戦—真珠湾攻撃と対外報道 Ⅱ終戦と対外報道 全2巻/68,000円(二刷)

太平洋戦争放送宣伝資料

北山節郎編・解説 情報局の「海外放送講演集」「対敵電波戦」を収録。政府・軍の宣伝戦の全容と文化人の戦争プロパガンダ協力の実態史料。
全4巻/64,000円

同盟旬報目次総覧

同盟通信社編/北山節郎監修・解説 昭和12年から終戦迄の「同盟旬報」の記事目次を収録。戦時メディア史、昭和史研究の基礎資料。とくに日中戦争史の記録は克明である。
全2巻/48,000円

陸軍大臣官房編纂による日本陸軍の根幹資料

「陸軍成規類聚」資料集成 全4巻 結

森松俊夫監修/松本一郎編・解説

陸軍成規類聚 昭和版

(第1集) 本書は陸軍のあらゆる活動の基準となった根柢文書であり、巨大組織「日本陸軍」の(制度・組織・機構・教育等)を研究する上で不可欠な史料。底本は陸軍大臣官房図書館所蔵版で、戦後には「法制改廃委員会」が使用した「昭和十九年八月第三六版」。
全7巻・別巻1/揃180,000円

陸軍成規類聚 別冊

(第2集) 「成規類聚」で公開できない軍令・通達などを収録。底本は借行社所蔵版(最終追録一九年一月)。
全1巻/28,000円

陸軍成規類聚 明治版

(第3集) 日露戦争後の陸軍軍制を知る上で必須の史料。底本は靖国借行社所蔵版(明治四四年二月第六版)。
全3巻/揃60,000円

「陸軍成規類聚」研究資料

(第4集) 日本書は「成規類聚」の概説書として①「陸軍軍制史梗概」(山崎正男)、②「山崎正男氏対談記」、③「陸軍軍制史話」(原題「軍制よもやま話」)を収録。
全1巻/18,000円

緑蔭書房

〒173-0004 東京都板橋区板橋1-13-1

☎ 03(3579)5444

[消費税が別途加算されます]

*配本毎の分売はいたします

■ 下記の書店にお申し込みください。

2011.7